

別紙

諮問第 1 7 7 6 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表 3 に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「①東京都立大学が令和〇年〇月〇日付で〇〇に対して行った戒告処分決定の起案文書及びその添付資料全て、②上記戒告処分についての調査の過程、調査結果、処分理由に関する文書のうち①に含まれないもの全て、③同大学が〇〇に交付した戒告処分通知書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都公立大学法人理事長が令和 6 年 3 月 28 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 1 に掲げる本件対象公文書 1 から 3 ままでを特定し、別表 2 に掲げる本件不開示情報 1 から 3 ままでを不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 8 月 30 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 6 年 10 月 22 日に実施機関から理由説明書を収受し、令和 7 年 7 月 30 日（第 259 回第一部会）及び同年 9 月 30 日（第 260 回第一部会）の 2 回、審

議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 懲戒処分に係る事案の公表について

実施機関は、懲戒処分に係る事案の公表について、東京都公立大学法人教員の懲戒手続に関する規則（平成17年度法人規則第141号。以下「懲戒手続規則」という。）13条に基づき、処理することとしており、解雇を行った場合や、職務上の非違行為のうち刑事事件に係る事案（過失による交通事故を除く。）に対して、停職、減給又は戒告の処分を行った場合、及び特に社会的な関心が高い事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案について、原則として発生日、職、所属、年齢及び性別、事件概要、処分内容及び処分年月日を公表している。

なお、本件については、実施機関が、懲戒手続規則13条1項3号の「特に社会的な関心が高い事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案」に該当するとして、事案を公表している。

イ 本件不開示情報1から3までの不開示妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、別表2に掲げる本件不開示情報1から3までを不開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件不開示情報1から3までの不開示妥当性について検討する。

(ア) 実施機関の不開示理由について

本件における実施機関の不開示理由は以下のとおりである。

対象公文書のうち、報道発表資料で公表していない記述は、被処分者の個人

に関する情報で、他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例7条2号に該当する。

さらに、懲戒処分の被処分者の氏名は、懲戒手続規則の規定する場合に限り公表できることとされており、氏名や被処分者を特定することが可能な情報を開示することにより、法人の人事運営に対する教職員からの信頼を損ね、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるため条例7条6号に該当する。

担当者氏名、印鑑の印影等は、被処分者等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるものであるため条例7条2号に該当する。

懲戒処分の検討は、本来公表をしないことを前提として行われており、人事管理に係る具体的な情報も含まれることから、その検討過程に係る具体的な情報を開示することにより、今後の懲戒処分における正確な事実の確認及び公正性の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

(イ) 本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、懲戒処分被処分者の氏名、生年月日、所属等の個人を特定することが可能な情報（報道発表で公表している記述を除く。）である。

審査会が見分したところ、本件不開示情報1は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。審査会が本件に関する報道発表資料を確認したところ、前記アに記載のとおり、本件については、実施機関が、懲戒手続規則13条1項3号の「特に社会的な関心が高い事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案」に該当するとして、事案を公表しているものの、本件不開示情報1は公表された情報ではなく、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は条例7条2号に該当し、同条6号について

は判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 2 について

本件不開示情報 2 は、本件対象公文書 1 及び 2 に記載されている担当者名及び印影である。審査会において、本件不開示情報 2 の不開示理由について、更に実施機関に説明を求めたところ、以下の説明があった。

個人の氏名のうち、公立大学法人の職員については、名簿等は公表されていないことから不開示とし、理事長、事務局長及び主管部長については、東京都職員名簿でその氏名が公表されていることから開示とした。また、起案者や事務担当者については、起案文書上役職の指定がなく、必ずしも東京都職員名簿から個人を特定できるものではないとして印影を不開示とし、協議欄の職名についてもこれが開示されると、同名簿から個人が特定できるとして職名、氏名共に不開示とした。

審査会が見分したところ、本件不開示情報 2 は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例 7 条 2 号本文前段に該当する。

次にただし書該当性について検討する。

実施機関である東京都公立大学法人は、都が設立した地方独立行政法人であるところ、その職員は、条例 7 条 2 号ただし書ハにおける公務員等に該当することから、本件不開示情報 2 のうち、協議欄の職名については、職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職を示す情報であり、ただし書ハに該当する。

さらに、印影から特定することのできる氏名について検討するに、本件不開示情報 2 のうち、東京都公立大学法人の職員であって、東京都からの派遣職員である者の氏名については、東京都職員名簿において公表されていることから、ただし書イに該当する。

したがって、本件不開示情報 2 のうち、別表 3 に掲げる部分については、条例 7 条 2 号ただし書イ及びハに該当するため、開示すべきであるが、別表 3 に掲げる部分を除いたその他の部分については、条例 7 条 2 号に該当するため、

不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報 3 について

本件不開示情報 3 は、懲戒処分の検討に関する情報（報道発表資料で公表している記述を除く。）である。実施機関は、本件不開示情報 3 について、上記(ア)のとおり、条例 7 条 2 号及び同条 6 号に該当し、不開示としている。

a 懲戒事案の経緯や処分理由のうち報道発表資料で公表していない記述について

審査会が見分したところ、懲戒事案の経緯や処分理由のうち、報道発表資料で公表されていない記述については、実施機関の説明するとおり、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討するに、懲戒事案の経緯や処分理由のうち報道発表資料で公表していない記述は、懲戒処分という被処分者個人の身分取扱いに係る情報であって、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、同号ただし書イの該当性について検討する。審査請求人は、本件不開示情報 3 のうち、人名や固有名詞等の特定の個人が識別される記載を除く部分は、仮に条例 7 条 2 号本文に該当するとしても、本件懲戒処分の内容は報道機関が被処分者の実名も含めて報道するなど社会的に大きく注目されていることから、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして、更に一部が開示されるべきであると主張する。

審査会で検討したところ、条例３条が個人に関する情報はみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定していることに鑑みれば、懲戒処分という身分取扱いに関する情報に関して、ある時点において報道機関が報道し、公衆の関心対象となったとしても、その事実のみをもって、「慣行として公にされている情報」と言うことはできないというべきである。よって、懲戒事案の経緯や処分理由のうち報道発表資料で公表していない記述が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。

したがって、懲戒事案の経緯や処分理由のうち報道発表資料で公表していない記述は、条例７条２号に該当すると認められる。審査請求人は当該情報について、同条６号に当たらず、開示すべきとも主張しているものの、上記のとおり、同条２号に該当するため、同条６号該当性は判断するまでもなく、不開示が妥当である。

一方、本件不開示情報３の懲戒事案の経緯や処分理由のうち、別表３に掲げる部分については、報道発表資料で公表されている記述であることが認められ、条例７条２号には該当しないことから、開示すべきである。

b 公立大学法人懲戒委員会構成員名簿について

本件対象公文書２のうち、公立大学法人懲戒委員会構成員名簿（以下「構成員名簿」という。）に記載されている氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例７条２号本文前段に該当するものの、このうち、大学の副学長名や学部長名は慣行として公にされているものと認められ、同号ただし書イに該当する。

なお、この点について、実施機関は、構成員名簿は、懲戒処分の検討に当たり、条例７条６号にも該当するとして不開示としていると思料されるが、同委員会の構成員については、東京都公立大学法人懲戒委員会規則（平成29年度法人規則第９号。以下「委員会規則」という。）３条において、職名が規定

されており、構成員の職名が明らかである以上、その氏名についても開示されるのは上述のとおりである。さらに、実施機関は副学長が複数名いることをもって、条例 7 条 6 号該当性を主張するが、副学長という職位の者が構成員となっていることは明らかであり、その氏名を公とすることについて、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるとまでは認められない。

また、委員会規則 4 条には「審査を行う案件ごとに、オブザーバーとして弁護士等専門家を指名することができる」となっており、構成員名簿の最終行の役職及び職名等を公にすることが、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、構成員名簿に記載されている情報のうち、別表 3 に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については条例 7 条 2 号に該当し、不開示が妥当である。

c 処分の要否の検討や懲戒手続に関する記述について

審査会が見分したところ、処分の要否の検討や懲戒手続に関する記述のうち、別表 3 に掲げる部分を除く部分については、本件服務事故に係る関係者からの事実調査内容や公立大学法人懲戒委員会での検討内容であり、公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に関係者等が詳細な説明を躊躇するなど、適切な情報収集が困難となり、人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれがあることから、条例 7 条 6 号に該当する。しかしながら、別表 3 に掲げる部分については、単なる項目名（前記 b で不開示妥当とした氏名を除く。）にすぎず、これを公にしても人事管理に関する事務の公正かつ円滑な遂行に支障を生じるおそれは生じないことから、当該部分については、条例 7 条 6 号に該当せず、開示すべきである。

また、本件対象公文書 2 に記載された学内内線及び連絡先のメールアドレスは、法人内連絡専用の番号等であり外部に公表されていないところ、公にすることにより大量の問合せが寄せられるなど、実施機関における事務事業

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 7 条 6 号に該当する。

したがって、本件不開示情報 3 のうち、別表 3 に掲げる部分については、開示すべきであるが、別表 3 に掲げる部分を除いたその他の部分については、条例 7 条 2 号又は同条 6 号に該当し、不開示が妥当である。

(オ) 審査請求人の条例 9 条による開示を求める主張について

審査請求人は、本件不開示情報 3 について、仮に条例 7 条 2 号又は 6 号に該当するとしても、本件のような重大な非違行為であり社会的に強く非難されるべき被処分者の行動の内容を被害者のプライバシーに配慮した上で可能な限り公開することは、社会的な加害行為の再発防止や啓発のために不可欠であり、不開示部分を一部開示することは、条例 7 条 2 号及び 6 号の規定により保護される利益よりも優越する公益上の理由があり、条例 9 条により、裁量的開示を行うべきであると主張する。

条例 9 条は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを規定したものである。

審査会が検討したところ、本件については、たとえ、審査請求人の主張するように、被処分者の行動内容を可能な範囲で公開することにより、社会的な加害行為の再発防止や啓発という利益があったとしても、それが格別の配慮を必要とする個人に関する情報の規定により保護される利益よりも明らかに優越するとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 1 本件対象公文書

本件対象公文書	
1	令和 6 年 2 月 20 日付 5 東公法総人第 498 号
2	第 30 回東京都公立大学法人懲戒委員会資料
3	令和 6 年 2 月 20 日付懲戒処分書及び令和 6 年 2 月 20 日付処分説明書

別表 2 本件不開示情報

本件不開示情報		根拠規定
1	懲戒処分の被処分者を特定することが可能な情報（報道発表資料で公表している記述を除く。）	7 条 2 号 7 条 6 号
2	担当者氏名、印影等（報道発表資料で公表している記述を除く。）	7 条 2 号
3	懲戒処分の検討に関する情報（報道発表資料で公表している記述を除く。）	7 条 2 号 7 条 6 号

別表 3 開示すべき部分

本件対象 公文書	開示すべき部分	
1	本件不開示情報 2	・ 1 枚目 「起案」欄の起案者、事務担当者の印影、「審査」欄の文書取扱主任の印影、「協議」欄の職名及び印影

	本件不開示情報 3	・ 4 枚目 処分説明書 別紙 1 行目 35 文字目から 2 行目 13 文字目まで、31 文字目から 40 文字目まで、5 行目 38 文字目から 6 行目 1 文字目まで ・ 7 枚目 教員の懲戒処分の要否及び量定案について 1 事案の経緯 2 行目 4 文字目から 24 文字目まで、3 行目 5 文字目から 13 文字目まで、7 行目 7 文字目及び 8 文字目 ・ 8 枚目 別紙 1 行目 35 文字目から 2 行目 13 文字目まで、2 行目 32 文字目から 40 文字目まで、5 行目 38 文字目から行末まで
2	本件不開示情報 2	・ 8 枚目 参考資料 1 19 行目 4 文字目及び 5 文字目
	本件不開示情報 3	・ 3 枚目 別紙 3 行目 32 文字目から 4 行目 10 文字目まで、28 文字目から 37 文字目まで、7 行目 9 文字目及び 10 文字目 ・ 5 枚目 資料 2 教員の懲戒処分について 「経緯」欄の 1 行目 54 文字目から 2 行目 7 文字目まで、16 文字目から 21 文字目まで、4 行目 13 文字目から 15 文字目まで、23 文字目から 5 行目行末まで ・ 6 枚目 1 行目全て 表中、1 行目項目名全て、左側の内容記載欄内 1 行目全て、2 行目 2 文字目から 9 文字目まで、28 文字目から行末まで、3 行目 9 文字目から 14 文字目まで、5 行目行頭から 18 文字目まで、26 文字目から 28 文字目まで、6 行目 17 文字目から 23 文字目まで、7 行目 3 文字目から 14 文字目まで、23 文字目から 8 行目行末まで、9 行目 2 文字目から 24 文字目まで、29 文字目から 10 行目 5 文字目まで、9 文字目から 16 文字目まで、表の下の項目名 3 文字目から行末まで

		で ・ 8 枚目 参考資料 1 5 行目全て ・ 18 枚目 参考資料 3 東京都公立大学法人懲戒委員会構成員名簿 表中 副学長の氏名、人文社会学部長の氏名、表の最終行の役職及び職名等の欄内
3	本件不開示情報 3	・ 3 枚目 処分説明書別紙 1 行目 40 文字目から 2 行目 13 文字目まで、32 文字目から 40 文字目まで、5 行目 38 文字目から 6 行目 1 文字目まで